

新潟市障がい者活躍推進計画 【概要】

庁 議 資 料
令和2年6月8日
総 務 部 人 事 課

障害者雇用推進法（令和元年6月改正）及び厚生労働大臣作成の指針（令和元年12月告示）に即し、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向け、数値目標や取組を設定。

目 標

障がい者雇用率	
現状	2.07%（令和元年6月1日） ※法定雇用率 2.5%（令和3年3月末まで）
目標	2.6%（令和5年3月31日） ※法定雇用率 2.6%（令和3年4月1日～令和5年3月31日）

採用
○不本意な離職を極力生じさせない （評価方法）毎年、人事記録を基に前年度採用者の定着を把握

計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日 （3年間）

主な取組事項

概ね1年ごとに実績管理を行い、随時必要な改定を行っていきます。

【推進体制の整備】

- 障がいのある職員に対するアンケート等を実施し、意見を取組に反映させる。
- 総務部長を「障がい者雇用推進者」として選任し、全庁的に取組を推進する。

【職務の選定・マッチング等】

- 配属前面談を実施し、障がい特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等を確認する。
- 管理監督者との面談を実施し、業務との適切なマッチングを推進する。

【職場環境の整備、職員の採用・育成等】

- 障がい特性に配慮した、多目的トイレ、スロープ、エレベーター等の施設を整備する。
- 障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けた合理的配慮の提供を行う。
- 点字、筆談等による対応のほか、面接時に就労支援機関の職員等の同席等、採用選考の実施に必要な配慮を行う。
- 職業研修所の研修や、各部・区役所内の専門研修等を通じて、実務能力や専門性の向上を図る。

【障害者職業生活相談員の選任】

障害者雇用推進法第79条に基づき、庁内に障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口として、市役所及び各区役所に「障害者職業生活相談員」を選任し、障がいのある職員から、職場における職業生活上の相談を聞き、所属長や人事部門と連携しながら問題の解決を目指します。

新人第312号
令和2年6月4日

職員課長 様
各区役所総務課長 様
各区役所地域総務課長 様
各区役所健康福祉課長 様

総務部人事課長

「新潟市障がい者活躍推進計画」に基づく障害者職業生活相談員の選出について（依頼）

このたび、障害者雇用推進法（令和元年6月改正）及び厚生労働大臣作成の指針（令和元年12月告示）に即し、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向け、新潟市障がい者活躍推進計画を策定しました。

本計画では障害者雇用推進法第79条に基づき、庁内に障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口として、市役所及び各区役所に「障害者職業生活相談員」の選任を義務付けることになりましたので、下記の通り相談員の選出をお願いします。

記

1 相談員の選出について

- (1) 人数 各所属 1～2名（区においては計2名）
- (2) 任期 令和3年3月31日まで
- (3) 選出方法 別紙によりご回答ください。
- (4) 選出期限 令和2年6月19日（金）

2 障害者職業生活相談員の業務

障がいのある職員から、職場における職業生活上の相談を聞き、所属長や人事部門と連携しながら問題の解決を目指します。

3 障害者職業生活相談員資格認定講習について

選任された障害者職業生活相談員は、高齢・障害・求職者雇用支援機構等が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講していただきます。時期が近づきましたら講習情報を情報提供する予定です。

（参考：平成31年度開催実績）

日時：令和元年11月7日、11月8日

会場：新潟勤労者総合福祉センター（新潟テルサ）

担当：総務部人事課 大野 内線 32498